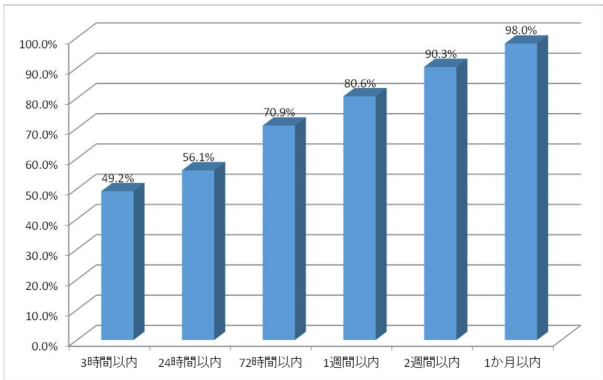
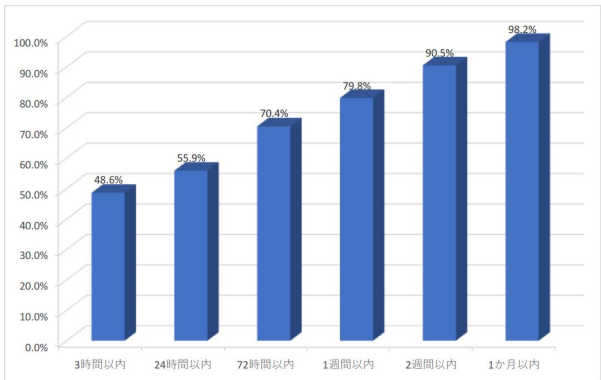


頁	修正前（令和2年3月）	修正後（令和7年2月）	修正理由
	第1章 栗東市業務継続計画について	第1章 栗東市業務継続計画について	
	第1節 計画策定の趣旨	第1節 計画策定の趣旨	
2	第3 計画の効果 略 図 発災後に市が実施する業務の推移 ※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。 出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月 内閣府）	第3 計画の効果 略 図 発災後に市が実施する業務の推移 ※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。 出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（令和5年5月 内閣府）	記述の適正化
	第2章 計画の前提となる被害想定	第2章 計画の前提となる被害想定	
	第3節 業務継続への影響	第3節 業務継続への影響	
15	第2 職員の参集 略  図 発生直後の全市職員の参集率	第2 職員の参集 略  図 発生直後の全市職員の参集率	実態に合わせ修正

頁	修正前（令和２年３月）	修正後（令和７年２月）	修正理由
	第３章 非常時優先業務の整理	第３章 非常時優先業務の整理	
	第１節 非常時優先業務の考え方	第１節 非常時優先業務の考え方	
16	第１ 非常時優先業務の選定対象 略 図 非常時優先業務のイメージ 出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成２８年２月 内閣府）	第１ 非常時優先業務の選定対象 略 図 非常時優先業務のイメージ 出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（令和５年５月 内閣府）	記述の適正化
17	第３ 応急業務 発災時にどの業務をいつから開始すればよいかを明らかにするため、非常時優先業務の候補となる応急業務を「栗東市地域防災計画」に示される「災害対策本部体制時の各班の主な分掌事務」から抽出し、業務ごとの業務開始目標時間を設定する。	第３ 応急業務 発災時にどの業務をいつから開始すればよいかを明らかにするため、非常時優先業務となる応急業務（「栗東市地域防災計画」に示される「災害対策本部体制時の各班の主な分掌事務」に相当）について、業務ごとの業務開始目標時間を設定する。	記述の適正化
17	第５ 受援業務 本計画の非常時優先業務の検討過程において、外部からの応援が可能と考えられる業務を「受援業務」として抽出する。	第５ 受援業務 発災時は、応急業務等として膨大な業務が発生し、不足する人員は受援により補うことが必要となる。本計画では、非常時優先業務の検討過程において、外部からの応援が可能と考えられる業務を「受援業務」として抽出し、これらの業務における応援要請等の体制、手続き等は別途「栗東市災害時受援計画」として定める。	実態に合わせ修正
	第２節 非常時優先業務の選定	第２節 非常時優先業務の選定	
19	第３ 受援業務の選定結果 組織ごとに整理した「受援業務リスト」を資料編に示す。	第３ 受援業務の選定結果 組織ごとに整理した受援業務に番号を振り、非常時優先業務リストに記載する。受援業務の詳細および一覧については、別途定める「栗東市災害時受援計画」に記載する。	実態に合わせ修正

頁	修正前（令和２年３月）	修正後（令和７年２月）	修正理由
	第４章 非常時優先業務の実施体制の確立	第４章 非常時優先業務の実施体制の確立	
	第１節 非常時優先業務の実施体制	第１節 非常時優先業務の実施体制	
20	第１ 組織及び指揮命令系統 略 ○組織 <pre> graph LR A[災害対策本部] --- B[本部事務局] A --- C[議会事務局] A --- D[市民政策部] A --- E["総務部 会計課 監査委員事務局"] A --- F[福祉部] A --- G[子ども・健康部] A --- H["環境経済部 農業委員会事務局"] A --- I[建設部] A --- J[上下水道事業所] A --- K[教育部] A --- L[中消防署] A --- M[市消防団] C --- N[各課] D --- N E --- N F --- N G --- N H --- N I --- N J --- N K --- N L --- N M --- N </pre>	第１ 組織及び指揮命令系統 略 ○組織 <pre> graph LR A[災害対策本部] --- B[本部事務局] A --- C[議会事務局] A --- D[危機管理局] A --- E[市長公室] A --- F[政策推進部] A --- G["総務部 会計課 監査委員事務局"] A --- H[市民部] A --- I[健康福祉部] A --- J["環境経済部 農業委員会事務局"] A --- K[建設部] A --- L[上下水道事業所] A --- M[こども家庭局] A --- N[教育委員会] A --- O[湖南広域消防局] A --- P[市消防団] C --- Q[各課] D --- Q E --- Q F --- Q G --- Q H --- Q I --- Q J --- Q K --- Q L --- Q M --- Q N --- Q O --- Q P --- Q </pre>	実態に合わせ修正

頁	修正前（令和２年３月）	修正後（令和７年２月）	修正理由																																
21	○災害対策本部 <table><tr><th>本部長</th><th>副本部長</th><th>統括管理</th><th>本部員</th></tr><tr><td>市長</td><td>副市長、 教育長</td><td>危機管理 監</td><td>総務部長、福祉部長、子ども・健康部長、環境経済部長、建設部長、建設部技監、議会事務局長、教育部長、中消防署長、消防団長</td></tr></table>	本部長	副本部長	統括管理	本部員	市長	副市長、 教育長	危機管理 監	総務部長、福祉部長、子ども・健康部長、環境経済部長、建設部長、建設部技監、議会事務局長、教育部長、中消防署長、消防団長	○災害対策本部 <table><tr><th>本部長</th><th>副本部長</th><th>統括管理</th><th>本部員</th></tr><tr><td>市長</td><td>副市長、 教育長</td><td>危機管理 局長</td><td>議会事務局長、市長公室長、政策推進部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、環境経済部長、建設部長、建設部技監、上下水道事業所長、こども家庭局長、教育部長、中消防署長、消防団長</td></tr></table>	本部長	副本部長	統括管理	本部員	市長	副市長、 教育長	危機管理 局長	議会事務局長、市長公室長、政策推進部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、環境経済部長、建設部長、建設部技監、上下水道事業所長、こども家庭局長、教育部長、中消防署長、消防団長	実態に合わせ修正																
本部長	副本部長	統括管理	本部員																																
市長	副市長、 教育長	危機管理 監	総務部長、福祉部長、子ども・健康部長、環境経済部長、建設部長、建設部技監、議会事務局長、教育部長、中消防署長、消防団長																																
本部長	副本部長	統括管理	本部員																																
市長	副市長、 教育長	危機管理 局長	議会事務局長、市長公室長、政策推進部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、環境経済部長、建設部長、建設部技監、上下水道事業所長、こども家庭局長、教育部長、中消防署長、消防団長																																
21	○各部の構成 <table><tr><th>部名等</th><th>所属名</th></tr><tr><td>議会事務局</td><td>議事課</td></tr><tr><td>市民政策部</td><td>危機管理課 元気創造政策課、秘書広報課 財政課 自治振興課</td></tr><tr><td>総務部 会計課 監査委員事務局</td><td>総務課 税務課 人権政策課、ひだまりの家 総合窓口課 会計課、監査委員事務局</td></tr><tr><td>福祉部</td><td>社会福祉課、障がい福祉課、保険年金課、長寿福祉課</td></tr><tr><td>子ども・健康部</td><td>健康増進課、子育て応援課、子ども発達支援課、幼児課</td></tr><tr><td>環境経済部 農業委員会事務局</td><td>環境政策課、環境センター 農林課 商工観光労政課 農業委員会事務局</td></tr><tr><td>建設部</td><td>道路・河川課、土木管理課、交通政策課、国・県事業対策課、都市計画課 住宅課</td></tr></table>	部名等	所属名	議会事務局	議事課	市民政策部	危機管理課 元気創造政策課、秘書広報課 財政課 自治振興課	総務部 会計課 監査委員事務局	総務課 税務課 人権政策課、ひだまりの家 総合窓口課 会計課、監査委員事務局	福祉部	社会福祉課、障がい福祉課、保険年金課、長寿福祉課	子ども・健康部	健康増進課、子育て応援課、子ども発達支援課、幼児課	環境経済部 農業委員会事務局	環境政策課、環境センター 農林課 商工観光労政課 農業委員会事務局	建設部	道路・河川課、土木管理課、交通政策課、国・県事業対策課、都市計画課 住宅課	○各部の構成 <table><tr><th>部名等</th><th>所属名</th></tr><tr><td>議会事務局</td><td>議事課</td></tr><tr><td>危機管理局</td><td>危機管理課</td></tr><tr><td>市長公室</td><td>秘書広聴課 健康運動公園整備事業推進課 企業立地推進課</td></tr><tr><td>政策推進部</td><td>広報課 政策調整課 地方創生企画課 情報政策課</td></tr><tr><td>総務部 会計課 監査委員事務局</td><td>総務課 人事課 財政課 会計課 監査委員事務局</td></tr><tr><td>市民部</td><td>自治振興課 税務課 人権擁護課 ひだまりの家 総合窓口課</td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td>社会福祉課 障がい福祉課</td></tr></table>	部名等	所属名	議会事務局	議事課	危機管理局	危機管理課	市長公室	秘書広聴課 健康運動公園整備事業推進課 企業立地推進課	政策推進部	広報課 政策調整課 地方創生企画課 情報政策課	総務部 会計課 監査委員事務局	総務課 人事課 財政課 会計課 監査委員事務局	市民部	自治振興課 税務課 人権擁護課 ひだまりの家 総合窓口課	健康福祉部	社会福祉課 障がい福祉課	実態に合わせ修正
部名等	所属名																																		
議会事務局	議事課																																		
市民政策部	危機管理課 元気創造政策課、秘書広報課 財政課 自治振興課																																		
総務部 会計課 監査委員事務局	総務課 税務課 人権政策課、ひだまりの家 総合窓口課 会計課、監査委員事務局																																		
福祉部	社会福祉課、障がい福祉課、保険年金課、長寿福祉課																																		
子ども・健康部	健康増進課、子育て応援課、子ども発達支援課、幼児課																																		
環境経済部 農業委員会事務局	環境政策課、環境センター 農林課 商工観光労政課 農業委員会事務局																																		
建設部	道路・河川課、土木管理課、交通政策課、国・県事業対策課、都市計画課 住宅課																																		
部名等	所属名																																		
議会事務局	議事課																																		
危機管理局	危機管理課																																		
市長公室	秘書広聴課 健康運動公園整備事業推進課 企業立地推進課																																		
政策推進部	広報課 政策調整課 地方創生企画課 情報政策課																																		
総務部 会計課 監査委員事務局	総務課 人事課 財政課 会計課 監査委員事務局																																		
市民部	自治振興課 税務課 人権擁護課 ひだまりの家 総合窓口課																																		
健康福祉部	社会福祉課 障がい福祉課																																		

頁	修正前（令和２年３月）		修正後（令和７年２月）		修正理由																																									
	<table><tr><td>上下水道事業所</td><td>上下水道課</td></tr><tr><td rowspan="4">教育部</td><td>教育総務課</td></tr><tr><td>学校給食共同調理場</td></tr><tr><td>学校教育課、人権教育課</td></tr><tr><td>生涯学習課、スポーツ・文化振興課、図書館</td></tr><tr><td>災害活動部</td><td>中消防署</td></tr></table>	上下水道事業所	上下水道課	教育部	教育総務課	学校給食共同調理場	学校教育課、人権教育課	生涯学習課、スポーツ・文化振興課、図書館	災害活動部	中消防署		<table><tr><td></td><td>長寿福祉課</td></tr><tr><td></td><td>保険年金課</td></tr><tr><td></td><td>健康増進課</td></tr><tr><td rowspan="5">環境経済部 農業委員会事務局</td><td>環境政策課</td></tr><tr><td>環境施設整備課（環境センター）</td></tr><tr><td>農林課</td></tr><tr><td>商工観光労政課</td></tr><tr><td>農業委員会事務局</td></tr><tr><td rowspan="4">建設部</td><td>都市計画課</td></tr><tr><td>土木交通課</td></tr><tr><td>道路・河川課</td></tr><tr><td>住宅課</td></tr><tr><td>上下水道事業所</td><td>上下水道課</td></tr><tr><td rowspan="4">こども家庭局</td><td>幼児課</td></tr><tr><td>子育て支援課</td></tr><tr><td>発達支援課</td></tr><tr><td>こども家庭センター</td></tr><tr><td rowspan="6">教育委員会</td><td>教育総務課（学校給食共同調理場）</td></tr><tr><td>学校教育課</td></tr><tr><td>生涯学習課</td></tr><tr><td>スポーツ・文化振興課</td></tr><tr><td>国スポ・障スポ推進課</td></tr><tr><td>図書館</td></tr><tr><td>湖南広域消防局</td><td>中消防署</td></tr></table>		長寿福祉課		保険年金課		健康増進課	環境経済部 農業委員会事務局	環境政策課	環境施設整備課（環境センター）	農林課	商工観光労政課	農業委員会事務局	建設部	都市計画課	土木交通課	道路・河川課	住宅課	上下水道事業所	上下水道課	こども家庭局	幼児課	子育て支援課	発達支援課	こども家庭センター	教育委員会	教育総務課（学校給食共同調理場）	学校教育課	生涯学習課	スポーツ・文化振興課	国スポ・障スポ推進課	図書館	湖南広域消防局	中消防署	
上下水道事業所	上下水道課																																													
教育部	教育総務課																																													
	学校給食共同調理場																																													
	学校教育課、人権教育課																																													
	生涯学習課、スポーツ・文化振興課、図書館																																													
災害活動部	中消防署																																													
	長寿福祉課																																													
	保険年金課																																													
	健康増進課																																													
環境経済部 農業委員会事務局	環境政策課																																													
	環境施設整備課（環境センター）																																													
	農林課																																													
	商工観光労政課																																													
	農業委員会事務局																																													
建設部	都市計画課																																													
	土木交通課																																													
	道路・河川課																																													
	住宅課																																													
上下水道事業所	上下水道課																																													
こども家庭局	幼児課																																													
	子育て支援課																																													
	発達支援課																																													
	こども家庭センター																																													
教育委員会	教育総務課（学校給食共同調理場）																																													
	学校教育課																																													
	生涯学習課																																													
	スポーツ・文化振興課																																													
	国スポ・障スポ推進課																																													
	図書館																																													
湖南広域消防局	中消防署																																													

頁	修正前（令和２年３月）	修正後（令和７年２月）	修正理由
23	※非常時の緊急体制 夜間・休日等に震度６弱以上の地震が発生し、職員の参集後、災害対策本部が設置されるまでの間は、次の組織体制により初期応急活動を行う。 初動期の総括責任者は危機管理監とし、危機管理監が不在のときは防災担当責任者が代理する。	※非常時の緊急体制 本市で震度６弱以上の地震が発生し、職員の参集後、災害対策本部が設置されるまでの間は、次の組織体制により初期応急活動を行う。 初動期の総括責任者は危機管理局長とし、危機管理局長が不在のときは危機管理課長が代理する。	実態に合わせ修正

頁	修正前（令和２年３月）				修正後（令和７年２月）				修正理由
23	（班編成）				（災害対策本部事務局）				実態に合わせ修正
	名称	班長	構成課・人員等	職務内容	名称	班長	構成課・人員等	職務内容	
	（新規）				事務局班	危機管理課長	危機管理課	○災害対策本部会議室の準備 ○通信手段の確保	
	災害対策本部事務局（総務班）	危機管理課長	危機管理課および各部局から課長補佐級１人を指名 ※補佐のいない所属にあっては係長	○災害対策本部会議室の準備 ○通信手段の確保 ○参集職員の宿泊場所および食料品の確保 ○各部局の災害対策情報の整理 ○各部局への伝達 ○自主避難所運営の補助	総務班		各部局から課長補佐級１人を指名 ※補佐のいない所属にあっては係長	○参集職員の宿泊場所および食料品の確保 ○各部局の災害対策情報の整理 ○各部局への伝達 ○自主避難所運営の補助	
	情報班	あらかじめ指名	市民政策部、総務部などからあらかじめ指名（10人程度）	○電話対応 ○会議の議事録の作成 ○システム入力 ○ホワイトボード等による情報の整理 ○パソコン入力 ○連絡調整（災害対策支部、防災関係機関との情報交換および情報収集）	情報班	あらかじめ指名	市長公室、政策推進部、総務部などからあらかじめ指名（10人程度）	○電話対応 ○会議の議事録の作成 ○システム入力 ○ホワイトボード等による情報の整理 ○パソコン入力 ○連絡調整（災害対策支部、防災関係機関との情報交換および情報収集）	

頁	修正前（令和２年３月）	修正後（令和７年２月）	修正理由																																
	第２節 職員の参集及び災害対策本部	第２節 職員の参集及び災害対策本部																																	
25	第２ 災害対策本部の設置 略 <table><tr><th>通知および公表先</th><th>通知および公表方法</th></tr><tr><td>本庁舎内の各班</td><td>内線電話・庁内放送・口頭</td></tr><tr><td>県本部</td><td>県防災行政無線・電話連絡・F A X</td></tr><tr><td>県地方本部</td><td>県防災行政無線・電話連絡・F A X</td></tr><tr><td>中消防署</td><td>県防災行政無線・電話連絡・F A X</td></tr><tr><td>防災関係機関（市防災会議委員）</td><td>電話連絡・F A X</td></tr><tr><td>報道機関</td><td>口頭または文書</td></tr><tr><td>住民</td><td>報道機関・ホームページ・市登録メール・ＳＮＳを通じての公表</td></tr></table>	通知および公表先	通知および公表方法	本庁舎内の各班	内線電話・庁内放送・口頭	県本部	県防災行政無線・電話連絡・F A X	県地方本部	県防災行政無線・電話連絡・F A X	中消防署	県防災行政無線・電話連絡・F A X	防災関係機関（市防災会議委員）	電話連絡・F A X	報道機関	口頭または文書	住民	報道機関・ホームページ・市登録メール・ＳＮＳを通じての公表	第２ 災害対策本部の設置 略 <table><tr><th>通知および公表先</th><th>通知および公表方法</th></tr><tr><td>本庁舎内の各班</td><td>内線電話・庁内放送・口頭</td></tr><tr><td>県本部</td><td>県防災行政無線・電話連絡・F A X</td></tr><tr><td>県地方本部</td><td>県防災行政無線・電話連絡・F A X</td></tr><tr><td>中消防署</td><td>市防災行政無線・電話連絡・F A X</td></tr><tr><td>防災関係機関（市防災会議委員）</td><td>電話連絡・F A X</td></tr><tr><td>報道機関</td><td>口頭または文書</td></tr><tr><td>住民</td><td>報道機関・ホームページ・市登録メール・ＳＮＳを通じての公表</td></tr></table>	通知および公表先	通知および公表方法	本庁舎内の各班	内線電話・庁内放送・口頭	県本部	県防災行政無線・電話連絡・F A X	県地方本部	県防災行政無線・電話連絡・F A X	中消防署	市防災行政無線・電話連絡・F A X	防災関係機関（市防災会議委員）	電話連絡・F A X	報道機関	口頭または文書	住民	報道機関・ホームページ・市登録メール・ＳＮＳを通じての公表	実態に合わせ修正
通知および公表先	通知および公表方法																																		
本庁舎内の各班	内線電話・庁内放送・口頭																																		
県本部	県防災行政無線・電話連絡・F A X																																		
県地方本部	県防災行政無線・電話連絡・F A X																																		
中消防署	県防災行政無線・電話連絡・F A X																																		
防災関係機関（市防災会議委員）	電話連絡・F A X																																		
報道機関	口頭または文書																																		
住民	報道機関・ホームページ・市登録メール・ＳＮＳを通じての公表																																		
通知および公表先	通知および公表方法																																		
本庁舎内の各班	内線電話・庁内放送・口頭																																		
県本部	県防災行政無線・電話連絡・F A X																																		
県地方本部	県防災行政無線・電話連絡・F A X																																		
中消防署	市防災行政無線・電話連絡・F A X																																		
防災関係機関（市防災会議委員）	電話連絡・F A X																																		
報道機関	口頭または文書																																		
住民	報道機関・ホームページ・市登録メール・ＳＮＳを通じての公表																																		
	第５章 必要資源に関する分析と対策の検討	第５章 必要資源に関する分析と対策の検討																																	
	第１節 職員	第１節 職員																																	
26	第２ 現状 略 ○地域防災計画及び災害時職員初動マニュアルによつて、震度４で警戒１号体制、震度５弱、５強で災害警戒本部体制、震度６弱以上で災害対策本部体制と定め	第２ 現状 略 ○地域防災計画及び災害時職員初動マニュアルによつて、震度４または南海トラフ地震臨時情報が発表されたときで警戒１号体制、震度５弱、５強で災害警戒本	実態に合わせ修正																																

頁	修正前（令和２年３月）	修正後（令和７年２月）	修正理由
	ている。 ○グループウェアの共通ファイルに、地域防災計画や各種マニュアル（災害時職員初動マニュアル、避難勧告等の指示・伝達マニュアル、避難所運営マニュアル）をおき、周知している。 略	部体制、震度６弱以上で災害対策本部体制と定めている。 ○グループウェアの共通ファイルに、地域防災計画や各種マニュアル（災害時職員初動マニュアル、避難情報の判断・伝達マニュアル、避難所運営マニュアル）をおき、周知している。 略	
26	第４ 対策 略 ○受援計画または受援マニュアルを策定する。	第４ 対策 略 ○策定した災害時受援計画を活用する。	実態に合わせ修正
	第２節 庁舎、執務室	第２節 庁舎、執務室	
28	第３ 課題 略 ○本庁舎は耐震化が図られているものの建設後４５年が経過し、建物の経年劣化が進行している。 略	第３ 課題 略 ○本庁舎は耐震化が図られているものの建設後５０年が経過し、建物の経年劣化が進行している。 略	実態に合わせ修正
29	第４ 対策 略 ○栗東市総合福祉保健センター（なごやかセンター）、栗東芸術文化会館（さきら）等公共施設の中から、本庁舎が使用できない場合の代替庁舎（執務室）を検討し、代替施設における執務機能の整備に努める。 略	第４ 対策 略 ○栗東市総合福祉保健センター（なごやかセンター）、栗東芸術文化会館（さきら）、歴史民俗博物館等公共施設の中から、本庁舎が使用できない場合の代替庁舎（執務室）を検討し、代替施設における執務機能の整備に努める。 略	実態に合わせ修正

頁	修正前（令和２年３月）	修正後（令和７年２月）	修正理由												
	第４節 通信	第４節 通信													
32	第２ 現状 略 ○災害等に備え、以下の各種通信手段を確保している。 <table><tr><td>市防災行政無線同報系</td><td>１回線（親局１基、子局 75 基）</td></tr><tr><td>市防災行政無線移動系</td><td>１回線（基地局 1 基、子局 43 基）</td></tr><tr><td>災害時優先電話</td><td>23 回線（携帯 18 回線、固定 5 回線）</td></tr></table>	市防災行政無線同報系	１回線（親局１基、子局 75 基）	市防災行政無線移動系	１回線（基地局 1 基、子局 43 基）	災害時優先電話	23 回線（携帯 18 回線、固定 5 回線）	第２ 現状 略 ○災害等に備え、以下の各種通信手段を確保している。 <table><tr><td>市防災行政無線同報系</td><td>１回線（親局 1 基、子局 75 基）</td></tr><tr><td>市防災行政無線移動系</td><td>１回線（基地局 1 基、子局 43 基）</td></tr><tr><td>災害時優先電話</td><td>33 回線（携帯 28 回線、固定 5 回線）</td></tr></table>	市防災行政無線同報系	１回線（親局 1 基、子局 75 基）	市防災行政無線移動系	１回線（基地局 1 基、子局 43 基）	災害時優先電話	33 回線（携帯 28 回線、固定 5 回線）	実態に合わせ修正
市防災行政無線同報系	１回線（親局１基、子局 75 基）														
市防災行政無線移動系	１回線（基地局 1 基、子局 43 基）														
災害時優先電話	23 回線（携帯 18 回線、固定 5 回線）														
市防災行政無線同報系	１回線（親局 1 基、子局 75 基）														
市防災行政無線移動系	１回線（基地局 1 基、子局 43 基）														
災害時優先電話	33 回線（携帯 28 回線、固定 5 回線）														
34	第５節 情報システム 第１ 想定される状況 略 ○サーバやパソコン等が転倒・破損し、重要データを喪失するおそれがある。 ○停電や機器の損壊等により、情報システム機器、庁内ネットワーク、インターネット等が使えなくなるおそれがある。 ○庁内ＬＡＮや主要な情報システムは、業者が保守管理しているため、故障等のトラブル対応や補修は業者への依頼が必要になる。	第５節 情報システム 第１ 想定される状況 略 ○サーバや端末等が転倒・破損し、重要データを喪失するおそれがある。 ○停電や機器の損壊等により、情報システム機器、庁内ネットワーク、インターネット等が使えなくなるおそれがある。 ○庁内ＬＡＮや主要な情報システムにおいて故障等のトラブルが発生した場合、被害の大きさによっては業者に対応を依頼する必要がある。	実態に合わせ修正												
34	第２ 現状 本市の災害時の情報システムに関する現状の対策はおおむね次のとおりである。 ○重要データは、クラウドサービス等によりデータセンターで保管しているものと庁舎内の設備に保管しているものがある。	第２ 現状 本市の災害時の情報システムに関する現状はおおむね次のとおりである。 ○主要な情報システムやデータは外部のデータセンターにおいて管理・運用し、ネットワーク経由で利用するクラウド運用を行っている。	実態に合わせ修正												

頁	修正前（令和２年３月）	修正後（令和７年２月）	修正理由
	○データのバックアップは各システムが個別のルールにより行っている。 ○庁舎内設備のデータについては、遠隔地バックアップができていないもの、庁内にバックアップしているもの、全くとっていないものがある。 ○クラウドサービス等によりデータセンターで保管できているデータは、次のとおりである。 ・住民基本台帳システムデータ ・地方税システムデータ ・福祉システムデータ（生活保護システム、健康管理システムを除く） ・人事給与システム ○遠隔地バックアップができていないデータは、次のとおりである。 ・行政事務用ファイルサーバに保存している事務データ ・財務会計システムデータ ○サーバについては、転倒防止対策を実施している。 ○情報システムの管理運用に特化した BCP は策定されていない。	○ネットワーク基盤を構成する主要な機器及び回線は冗長化構成とし、一部損壊した場合でも全てのシステムが停止しない構成としている。 ○データセンター内の重要な行政データは遠隔地へバックアップを行っており、データセンターへの疎通が不可となった場合でもバックアップ先への疎通に切り替えることでデータの利用が可能となる。 ○サーバには転倒防止対策を施している。 ○停電時にはサーバや端末に対し、自家発電設備による電源供給が可能である。また、サーバ室等に設置する主要機器の停電の瞬断対策として UPS（無停電装置）を備えている。	
34	第３ 課題 本市の災害時の情報システムに関する課題はおおむね次のとおりである。 ①情報システム機器等の安全性の確保	第３ 課題 本市の災害時の情報システムに関する課題はおおむね次のとおりである。	実態に合わせ修正

頁	修正前（令和２年３月）	修正後（令和７年２月）	修正理由
	○サーバ等の転倒によるシステムダウンを予防する必要がある。 ○停電に伴うシステムダウンを予防する必要がある。 ○ネットワーク回線の断絶や通信機器の障害による通信遮断を予防する必要がある。 ②機器故障等の早期システム復旧 ○大規模災害時にシステム及びデータを保全する環境を継続的に維持・強化していく必要がある。 ○重要システムのバックアップデータの保管場所が外部委託先となっているため、復旧までに時間を要する可能性がある。 ○災害時におけるコンピュータシステムの保守・復旧について、情報システムごとに計画を策定しておく必要がある。	○大規模災害時にシステム及びデータを保全する環境を継続的に維持・強化していく必要がある。 ○重要システムのバックアップデータの保管場所が外部委託先となっているため、復旧までに時間を要する可能性がある。 ○情報システムの管理運用に特化した業務継続計画（ICT-BCP）が策定されていない。	
34	第４ 対策 本市の災害時の情報システムに関する課題への対策はおおむね次のとおりである。 ①情報システム機器等の安全性の確保 ○コンピュータシステム周辺設備（ロッカー、棚など）の転倒防止対策を講じる。 ○コンピュータシステムの電源容量を含めた自家発電設備及びUPS（無停電電源装置）の設置を検討する。 ○通信回線の冗長化を検討する。	第４ 対策 本市の災害時の情報システムに関する課題への対策はおおむね次のとおりである。	実態に合わせ修正

頁	修正前（令和２年３月）	修正後（令和７年２月）	修正理由
	○機器の安定稼働環境を確保するため、外部データセンターの利用やクラウド化の一層の推進を検討する。 ②機器故障等の早期システム復旧 ○災害発生に伴うシステムダウン時の障害対応マニュアルの作成を検討する。 ○重要システムのデータに被害が生じた場合を想定し、外部委託先とバックアップデータの早期復旧に関する契約内容の見直しを行い、災害時には優先的な復旧を要請する。 ○非常時でも必要な情報システムを稼働できる、あるいはそのデータを利用できるようにするため、情報システムごとの計画を策定する。 ○情報システム使用不能時を想定し、紙媒体での業務実施を検討しておく。	○システムの安定稼働環境を確保するため、外部データセンターの利用やクラウド化をより一層推進する。 ○災害発生に伴うシステムダウン時の障害対応マニュアルの作成を検討する。 ○重要システムのデータに被害が生じた場合を想定し、外部委託先とバックアップデータの早期復旧に関する契約内容の見直しを行い、災害時には優先的な復旧を要請する。 ○非常時でも業務を継続的に実施できるよう、情報システムの管理運用に特化した業務継続計画を策定する。	
	第６節 食料、飲料水、消耗品、燃料等	第６節 食料、飲料水、消耗品、燃料等	
36	第２ 現状 略 ○避難者用の食料、飲料水等は、災害時に不足する場合に備え、次の団体と相互応援や協力に関する協定を締結している。 ・草津市、守山市、野洲市 ・香芝市 ・越前市	第２ 現状 略 ○避難者用の食料、飲料水等は、災害時に不足する場合に備え、次の団体と相互応援や協力に関する協定を締結している。 ・草津市、守山市、野洲市 ・香芝市 ・越前市	実態に合わせ修正

頁	修正前（令和２年３月）	修正後（令和７年２月）	修正理由
	・ 知立市 ・ 栗東市商工会 ・ 株式会社湖光ファイン ・ 公益社団法人栗東青年会議所 ・ ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター 略	・ 知立市 ・ 栗東市商工会 ・ 株式会社湖光ファイン ・ 公益社団法人栗東青年会議所 ・ ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター ・ 株式会社平和堂 ・ 生活協同組合コープしが ・ スギホールディングス株式会社 略	
	第６章 業務継続計画の継続的な改善	第６章 業務継続計画の継続的な改善	
	第１節 今後の取組	第１節 今後の取組	
40	第３ 受援体制の整備 本計画では、非常時優先業務を遂行するうえで、資源が不足することが想定される業務や外部機関への応援が可能な業務を受援業務として整理した。 今後は、外部機関からの支援を効果的に活用するための受援計画を作成するとともに、受援業務の要請先となる外部機関との連携の深化に努める。	第３ 受援体制の整備 本計画では、非常時優先業務を遂行するうえで、人員・資源が不足することが想定される業務や外部機関への応援が可能な業務を受援業務として整理した。 他の自治体や各種関係機関等の外部機関への応援要請や救援物資の受け入れを具体化し定めた栗東市災害時受援計画（令和７年３月策定）を策定し、非常時優先業務に必要な人的支援について、災害時における外部からの応援受け入れを実施する。	実態に合わせ修正